令和5年度 最低賃金に関する基礎調査結果報告

(地域別最低賃金分)

1調査の概要

(1) 調査目的

この調査は、静岡地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正の審議に資するため、 静岡県内の低賃金労働者の賃金実態を把握することを目的とする。

(2)調査範囲

製造業 労働者規模100人未満の民営事業所 (情報通信業のうち新聞業、出版業を含む) 卸売・小売業 飲食店、宿泊業 医療、福祉 サービス業 労働者規模30人未満の民営事業所

(3) 調査対象

事業所 上記産業から、規模、影響率等に基づき定められた抽出率により無作為抽出された事業所

< 令和5年度 有効回答件数 >

総件数	. —	1,093	事業所	
最賃別件数	静岡県最低賃金適用 特定最低賃金適用		事業所 事業所	
業種別件数	製造業 卸売・小売業 飲食店、宿泊業 医療、福祉 サービス業等	235 65 101	事業所 事業所 事業所 事業所	(内 県最賃適用 114事業所)

労働者 30人未満の労働者を雇用する事業所については、その全数の労働者 30~99人の事業所については、その1/2の労働者

(4) 調査方法 通信調査

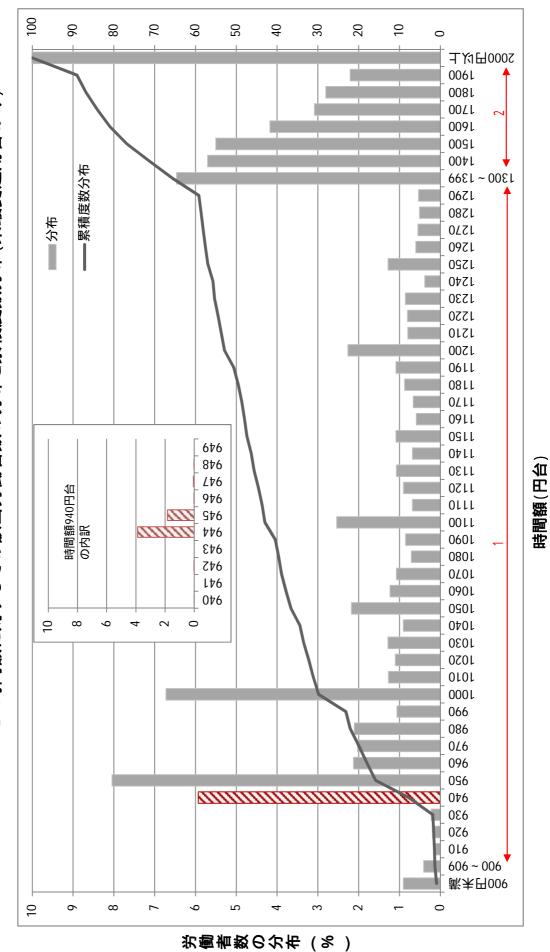
(5)調査の対象期日 令和5年6月1日現在

(6) 集計方法

1時間当たりの所定内賃金額を賃金階層化して集計した。

本調査は、抽出による調査のため、調査票により得られた労働者数を、母集団の労働者数まで復元して、労働者数を集計した。

地域別最低賃金に係る集計については、特定最低賃金適用産業における地域別最低賃金が適用される労働者(65歳以上等)を含めて集計した。



900円以上1300円未満までは10円刻み1300円以上2000円未満は100円刻み

規模別・性別賃金(時間額)分布の特性値 地域別最低賃金 က

	†## % %		規模別		性	別
特性值等		1~9人	10~29人	30~99人	男性	女性
未 満 率(%)	1.9	2.7	0.7	3.8	1.1	2.5
未満労働者数(人)	9/0/6	5,203	1,590	2,284	2,403	6,674
(労働者数合計(人))	(486,276)	(193,542)	(232,662)	(60,073)	(214,327)	(271,949)
第 1 · 20分位数 円)	944	944	945	944	950	944
第 1 · 10分位数 円)	950	950	950	950	686	945
第 1 · 4分位数 円)	1,000	1,000	991	1,050	1,125	962
中 位 数(円)	1,193	1,200	1,147	1,284	1,429	1,059
時間当たり平均賃金額(円) (令和4年分)	1,397 (1,354)	1,396 (1,355)	1,377 (1,348)	1,481 (1,375)	1,613 (1,567)	1,227 (1,175)

(注)未満率は、小数点第2位を四捨五入したもの

第1・20分位数…賃金が低い者から高い者へ並べて20等分し、低いほうから見て最初の境界(5%)の者の賃金

第1・10分位数…賃金が低い者から高い者へ並べて10等分し、低いほうから見て最初の境界(10%)の者の賃金第1・4分位数…賃金が低い者から高い者へ並べて4等分し、低いほうから見て最初の境界(25%)の者の賃金中位数…………賃金が低い者から高い者へ並べて2等分し、真ん中(50%)の者の賃金

▼中位数 ▼第1·20分位数 ▼第1·4分位数 ▲第1・10分位数

3

地域別最低賃金 年別賃金(時間額)分布の特性値の推移

響		2.4	2.6	6.3	5.8	12.4	12.5	13.8	15.8	1.8	16.8	18.9	
来		6:0	1.1	1.4	1.3	1.5	1.9	1.7	1.9	1.8	1.3	1.6	1.9
数(田)	対前年比	-2.7	-4.5	4.6	-1.6	5.0	-2.3	2.5	5.0	0.8	2.2	-2.1	3.7
中		1,051	1004	1050	1033	1085	1060	1087	1141	1150	1175	1150	1193
4分位数(円)	対前年比	0.0	0.0	0.0	2.6	6:0	1.0	1.2	2.8	2.7	0.5	0.5	4.2
第1.45		850	058	058	872	088	688	006	976	096	996	096	1000
・10分位数(円)	対前年比	2.6	-1.3	1.3	0.0	0.0	2.5	3.7	1.2	4.7	0'0	2.2	3.3
第 1・100		800	062	008	008	008	820	028	098	006	006	076	950
20分位数(円)	対前年比	0.0	0.0	0.0	4.0	2.2	1.6	3.1	3.0	2.9	0:0	3.2	3.4
		750	750	750	780	797	810	835	860	885	885	913	944
寺間額(円)	対前年比	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16	3.40	
最低賃金時間額(円)		735	749	592	783	208	832	858	588	885	913	944	
直	年 度	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	本成 28年 4	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年

(注)未満率、影響率については、小数点第2位を四捨五入したもの

5 静岡県最低賃金額改定による影響率

現行最低賃金額 時間額

944 円

全労働者 486,276 (人)

引上げ額(円)	時間額(円)	引上げ率(%)	影響率(%)	影響労働者数(人)
0	944	0.00	1.9 (未満率)	9,076
1	945	0.11	5.7	27,901
2	946	0.21	7.6	36,828
3	947	0.32	7.6	36,932
4	948	0.42	7.6	37,187
5	949	0.53	7.7	37,270
6	950	0.64	7.8	37,785
7	951	0.74	14.7	71,299
8	952	0.85	14.7	71,452
9	953	0.95	14.8	71,852
10	954	1.06	14.8	71,962
11	955	1.17	14.9	72,214
12	956	1.27	15.7	76,128
13	957	1.38	15.7	76,341
14	958	1.48	15.8	76,596
15	959	1.59	15.8	76,721
16	960	1.69	15.8	76,906
17	961	1.80	17.0	82,838
18	962	1.91	17.2	83,627
19	963	2.01	17.3	83,994
20	964	2.12	17.3	84,165
21	965	2.22	17.4	84,748
22	966	2.33	17.7	86,035
23	967	2.44	17.7	86,041
24	968	2.54	17.8	86,639
25	969	2.65	17.9	87,001
26	970	2.75	17.9	87,246
27	971	2.86	18.9	91,827
28	972	2.97	19.0	92,374
29	973	3.07	19.1	92,788
30	974	3.18	19.1	92,944

引上げ額(円)	時間額(円)	引上げ率(%)	影響率(%)	影響労働者数(人)
31	975	3.28	19.4	94,323
32	976	3.39	19.6	95,273
33	977	3.50	19.6	95,338
34	978	3.60	19.7	95,908
35	979	3.71	19.9	96,715
36	980	3.81	20.0	97,110
37	981	3.92	21.6	104,969
38	982	4.03	21.6	105,047
39	983	4.13	21.7	105,381
40	984	4.24	21.7	105,459
41	985	4.34	21.8	105,957
42	986	4.45	21.9	106,461
43	987	4.56	21.9	106,618
44	988	4.66	21.9	106,624
45	989	4.77	22.0	107,082
46	990	4.87	22.1	107,350
47	991	4.98	22.4	109,092
48	992	5.08	22.5	109,474
49	993	5.19	22.6	109,656
50	994	5.30	22.6	109,848
51	995	5.40	22.9	111,181
52	996	5.51	23.0	111,630
53	997	5.61	23.0	111,932
54	998	5.72	23.1	112,359
55	999	5.83	23.1	112,436
56	1000	5.93	23.1	112,516

(注)引上げ率は少数第3位、影響率は少数第2位を四捨五入したもの

6 地域別最低賃金 業種別未満労働者(調査実数)の一覧

			現最賃額	頁944円未満で雇用		(参考) 現最賃額94	4円で雇用
項 目 業 種		未満労働者数 (人)	時間額 (円)	未満労働 者雇用事 業所数	労働者数(人)	事業所 数	
		(新聞業・出版業含む)	39	760 ~ 942	13	56	16
製	特定最低賃	鉄鋼、非鉄金属製造業	8	864 ~ 929	5	7	5
製造業	巨業 (賃金適用除外労働者)	はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具輸送用機械器具製造業	3	929 ~ 937	3	38	6
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業	21	729 ~ 939	9	104	19
	卸売業	·小売業	24	568 ~ 937	16	121	26
	学術研	究、専門・技術サービス業		~	0		0
非製造	飲食店	·宿泊業	10	500 ~ 925	8	7	2
造業	業	連サービス業	13	642 ~ 923	10	12	3
	医療·福	嘉祉	11	879 ~ 940	6	4	2
	サービ	ス業	6	584 ~ 916	5	12	4